

速記録

丹生ダム建設事業の関係地方公共団体から なる検討の場（第3回幹事会）

日 時 平成25年3月26日（火）

午前 9時58分 開会

午前11時42分 閉会

場 所 近畿地方整備局 大阪合同庁舎第1号館

第1別館3階 第4会議室

〔午前 9時58分 開会〕

1. 開会

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

傍聴の方々にお願いがございます。携帯電話の電源をお切りいただくかマナーモードの設定をお願いいたします。

報道関係の方々にお願いがございます。カメラ撮影は冒頭部分のみにさせていただきますので、ご了承ください。

○近畿地方整備局 河川部長

本日は皆様、ご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより第3回丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）を開会いたします。

検討主体を代表いたしまして本日の進行をさせていただきます近畿地方整備局河川部長の〇〇でございます。よろしくをお願いいたします。同じく検討主体の水資源機構関西支社長の〇〇でございます。

まず冒頭、〇〇よりご挨拶を申し上げます。

○水資源機構 関西支社長

おはようございます。水資源機構の関西支社長の〇〇でございます。

本日はご出席の皆様方には年度末の大変お忙しい中、また、かつ早朝よりお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。常日ごろより水資源機構事業のご支援、ご協力いただいておりますことに、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、前回第2回幹事会を8月末に開催させていただいたわけですが、本日の議題となります丹生ダムの事業費、各種多くの代替案等の積み上げに少し作業量が多く、時間を要しました。ということで本日になったわけですが、まず、本日1つ目の丹生ダム建設事業等の点検についてと、さらに、概略評価による対策案の抽出等について主に議論をしていただくことになっております。何とぞよろしくお願いいたします。

挨拶に変えまして、お願いの方々よろしくお願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

続きまして、本日の出席者を紹介させていただきます。

まず滋賀県、〇〇琵琶湖政策課参事でいらっしゃいます。

○滋賀県 琵琶湖環境部長代理

〇〇でございます、よろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

同じく、〇〇流域政策局長でいらっしゃいます。

○滋賀県 土木交通部長代理

〇〇でございます、よろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

長浜市の〇〇都市建設部長でいらっしゃいます。

○長浜市 都市建設部長

〇〇でございます。よろしくお願いたします。

○近畿地方整備局 河川部長

同じく、〇〇北部振興局長でいらっしゃいます。

○長浜市 北部振興局長

〇〇でございます。よろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

京都府、〇〇建設交通部理事でいらっしゃいます。

○京都府 建設交通部長代理

田井中です。よろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

それから、〇〇公営企画課参事でいらっしゃいます。

○京都府 文化環境部長代理

〇〇でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

京都市、〇〇河川整備課長でいらっしゃいます。

○京都市 建設局長

〇〇です。河川整備課長です。よろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

〇〇管理課担当課長でいらっしゃいます。

○京都市 上下水道局長代理

〇〇です、よろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

大阪府の〇〇河川室長でいらっしゃいます。

○大阪府 都市整備部長代理

〇〇でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

摂津市、〇〇土木下水道部次長でいらっしゃいます。

○摂津市 土木上下水部長代理

〇〇でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

兵庫県、〇〇エネルギー対策室主査でいらっしゃいます。

○兵庫県 政策部長代理

〇〇です。よろしくお願ひいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

〇〇総合治水課長でいらっしゃいます。

○兵庫県 県土整備部長代理

〇〇です。よろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

報道関係の方、以降の撮影はご遠慮をお願いしたいと思います。

2. 丹生ダム検証に係る検討の内容

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、議題に入ってまいります。

本日の議題は、「丹生ダム建設事業等の点検について」、「概略評価による対策案の抽出について」、「丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集」及び「関係河川使用者等への意見聴取」ということであります。

それでは、配付資料の確認を事務局から申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

広域水管理官をしています〇〇といたします。

まず、「議事次第」です。それから「座席表」でございます。資料－1「第3回幹事会の検討内容」でございます。資料－2「丹生ダム建設事業等の点検」でございます。資料－3「概略評価による治水対策案の抽出について」でございます。資料－4「概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出について」でございます。資料－5「概略評価

による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出について」でございます。資料－6「丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について」。資料－7「流水の正常な機能の維持および異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（案）」。参考資料－1「丹生ダム建設事業等の点検」でございます。参考－2「既設ダムの有効活用について（発電事業者への意見照会）」、以上です。

○近畿地方整備局 河川部長

資料のほう、よろしいでしょうか。

それでは、まず初めに資料－1の第3回幹事会の検討内容と、資料－2の丹生ダム建設事業等の点検について、事務局より説明をいたします。

○丹生ダム建設事業等の点検について

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

先ほど、挨拶にもございましたように、第2回幹事会が8月末に開催されました。そのときに、お手元の資料－1の【キ】の部分、複数の治水対策案の立案で、あと流水の正常な機能、異常渇水対策について立案がございました。

今回は、立案されたものを2案から5案程度に絞り込んで、概略評価による治水対策案の抽出ということで【ク】の部分ですね。それから、あと、流水の正常な機能の維持ということで【シ】の部分。それから【ス】その他の目的に応じた検討というところが異常渇水対策でございます。この部分について概略評価による対策案の抽出をしております。この出てきました対策案の抽出につきまして、右側の②なんですけども、検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど、情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行うということで、この概略評価による対策案についてパブリックコメントいただくということになっています。

また、【オ】の部分、検討対象ダムの事業等の点検ということで、ダムの事業費とか堆砂計画、工期、それから、過去の洪水実績などのデータ類の点検を行っております。この部分について、第3回では説明させていただきます。

スクリーンのほうをご覧いただきたいのですが、第2回から時間が経過しているものですから、おさらいということで、第2回の資料から少し説明させていただきたいと思います。

まず、最初の部分なのですが、**「ダム検証については、ダム事業等の検証に係る検討に関する再評価実施要領という細目というのがございまして、そのルールにのっとり**

てやります。」ということがまず書かれています。

次に、この部分ですけれども、「河川整備計画において想定されている目標と同程度の目標を達成することを基本として立案することが規定されている。また、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定することが定められている。」ということで、姉川、高時川につきましては、河川整備計画が定められていないので、今回そういう設定を行ったということでもあります。

それから、この部分なのですけれども、河川整備計画相当の目標としては、河川整備計画におけるA案とB案の丹生ダム計画を基本として諸元を設定し、ダム検証の対象ダムとしての検証を進めることにしました。

少し見づらいのですけれども、これがA案とB案のダム形式でございまして、A案につきましてはロックフィルダムでございまして、B案についてはコンクリートダムで流水型の穴あきダムでございまして、治水容量は両方とも1,600万 m^3 で同じでございまして、それから、利水容量は、この部分です。流水の正常な機能の維持というのは、この部分で、A案の場合は設けています。B案の場合は環境に優しい流水型ということで、その部分については含まれておりません。それから、異常渇水の対策容量なのですけれども、4,050万 m^3 の容量をここで持っております。それから、B案につきましては、この4,050万 m^3 の容量を琵琶湖で確保するという形になっております。琵琶湖の水位に換算しますと、7cmにこの部分が相当します。この容量は、そのうちの5cmは洪水が来る前に事前放流できるのですけれども、どうしても2cm分が足りないということで、その分として、B案につきましては、洪水調節容量ということで2,000万 m^3 を、この部分で確保しております。

それから、堆砂容量につきましては、A案が700万 m^3 、B案につきましては、流水型ですので、砂がたまらないということで1桁少ない70万 m^3 という形になっております。

目標の設定は、この部分なのですけれども、姉川、高時川については、河川管理者が滋賀県でございまして、検討主体と技術的な協議の上、河川整備計画相当の治水の目標流量、整備内容及び高時川の流水の正常な機能の維持のための目標流量を定めております。これを目標にして検証を進めたということです。

これが高時川の流量でございまして、河川整備計画は戦後最大流量です。戦後の昭和27年から平成21年の12洪水を対象に計算しまして、最大となる昭和50年8月洪水を対象にしております。基準点が野寺橋でございまして、丹生ダムなしの場合が1,500 m^3/s 、丹生ダムありの場合が1,200 m^3/s になります。ダム地点では、流入が590 m^3/s 、丹生ダムでカ

ットして200m³/sを放流するという計画になっております。

これが現況の流下能力でして、赤い部分がダムなしの1,500m³/sの水が流れた場合です。下の緑がダムありで、1,200m³/sが流れた場合でございます。ちょうどこの部分、合流点付近になるんですけど、流下能力不足がここであるということ。それから、この部分、14kmから16kmのところでも若干流下能力が不足しております。あと、山付き部につきましては、ところどころ平野部がございまして、こういったところで流下能力がちょっと不足しているということでございます。

これは正常な流量の目標流量で、滋賀県さんと一緒にやって定めた。

これは、異常渇水でして、先ほど言いましたように、A案というのはダムの中で渇対容量を持つ。B案のほうは、琵琶湖のほうに貯めるということですね。5cm分については琵琶湖で貯めるのだけでも、事前放流で確保するのだけでも、どうしても無理な分をこの流水型にして貯めると。

4,050万m³の根拠なのですが、既往最大渇水の流況をここにあります昭和14年から16年の流況で、それと整備計画では、平成13年の実績取水量、これを使って計算していく中で、丹生ダムがあると何とか琵琶湖がマイナス1.5mを下回らないということで、この4,050万m³の容量を確保するということになっています。

以上、前回の資料で説明いたしました。

それでは、次に、資料-2のほうを水資源機構のほうから説明をお願いいたします。

○水資源機構 丹生ダム建設所長

水資源機構丹生ダム建設所長の〇〇でございます。座ったまま説明させていただきたいと思っております。

資料-2をご覧ください。まず、ページをめくっていただきまして、1ページ目でございますけれども、検討の趣旨ということが記載されてございます。今、広域水管理官のほうから上の3つのポチについてはおさらいという形でご説明がございましたので、4つ目のポチからご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の検討でございますけれども、検証のプロセスに位置づけられております、検証対象ダム事業等の点検の一環として行ってございます。したがって、現在保有している技術情報等の範囲内での検討でございます。今後の方向性に関する判断とは一切かわりがなく、ダム案の事業計画を検討したものという位置づけでございます。

それから、また、予断を持たずに検証を進めるといった観点から、いずれの検討におき

ましても、期待的な要素は含んでいないということでございます。今回検討いたしました総事業費や工期につきましては、ダムを含まない複数の対策案、治水であるとか瀬切れ対策であるとか、そういう対策案との比較検討を適切に行うために検討したという性格を持っているということございまして、現段階において直接総事業費や工期の変更に直結するものではないということでございます。

それから、最後のポチになりますけれども、検証の結論に沿って、いずれかの対策案を実施する場合におきましても、実際の施工に当たりましては、さらなるコスト縮減、あるいは工期短縮に対して最大限の努力をしていくということでございます。それが検討の趣旨ということでございます。

それでは、検討した結果についてご説明させていただきます。

まず、2ページでございます。2ページにつきましては、ただいま説明がありましたA案の工期の検討について記したものでございます。まず工期の考え方でございますけれども、工期につきましては、ダムの検証を終了した後、残事業の完了までに必要な期間を積み上げてございます。それから、ダムの本体並びに関連工事につきましては、当然いろんな制約もございます。そういう中で予算の制約、あるいは事業で必要となる法手続、こういう規制ございますけれども、検証が終了後、可能な限り速やかに入札する手続に着手したものとしまして、必要な期間を想定して検討をしてございます。

A案の工期の検討結果でございますけれども、結論から申し上げますと、本体関連工事の公告から事業完了までにおおむね11年を要する見込みであるということでございます。それが、下のバーチャートの中に記してございます。この工期の工程のほかにも本体関連の工事着工までにいろんな諸手続、あるいはダムの設計等にかかります検討に約2年間程度を見込んでございます。したがって、A案全体の工期といたしましては、11年と2年で13年かかるというような工期を見込んでございます。

それから、バーチャートの下に注意書きがございます。注1につきましては、先ほどご説明がございましたので、注2からご説明をさせていただきたいと思っております。これは、工期の遅延について触れたものでございまして、あくまでも今回の工期の算定に当たりましては、その予算上の制約、あるいは入札手続であるとか各種法手続がスムーズに進んだというようなことございまして、見込みどおりにならない場合には、この工程どおりにはいかないというようなことをご承知おきくださいということでございます。それから、補償の工程につきましても、試験湛水開始までに必要な補償を完了させるということをご前提

としてこの工程を作成してございます。

次、3ページでございます。これは、B案にかかります工期の検討ということでございまして、考え方につきましては、A案と同じでございます。それから、検討結果でございまして、結論から申し上げますと、本体関連工事の公告から事業完了までに概ね7年を要するというので、これらも下のバーチャートに記してございます。この工程のほか、ダム構造、あるいは基準の見直しに伴いまして、本体関連工事着工までに環境アセスメントの手続とか、あるいはダム等の各種設計に6年程度要すると見込んでございます。

A案につきましては、ロックフィルダムで計画してございまして、ロックフィルダムについては、これまでアセスの手続を済ませてございますけれども、B案につきましては、重力式コンクリートダムというようなことで、ダムタイプが変更になってございます。したがって、改めて環境アセスメントの手続が必要になるというようなことで、この工事以外に約6年程度期間を要するというようなことでございます。

ここで、留意していただきたいことは、このB案というのは、琵琶湖に渇水対策容量を確保する案であるということでございますので、その事前放流が必要になるというようなことでございまして、瀬田川のさらなる改修を行う必要があるということ、それから、高時川の流水の正常な機能の維持の確保、すなわち、瀬切れ解消のためには別途対策が必要であるということでございます。注意書きにつきましてはA案と同じでございます。

次が総事業費の検討でございます。4ページでございます。

まず考え方でございますけれども、A案、B案ともに残事業費についての検討を行ってございます。それから、下の表に24年度までの実施額という記載がございまして、この実施額のうち、平成23年度までは精算額で、平成24年度については見込額で算定してございます。それから、平成25年度以降の残事業費の数量、あるいは内容につきましては、平成24年度までの実施内容やあるいは数量を考慮して算定しているということでございます。それから、単価につきましては、平成22年度の単価で算定しているということでございます。

検討結果でございまして、表に検討結果を示してございまして、A案の残事業費につきましては、平成25年度以降で約1,150億5千万円程度かかるということ、それからB案の残事業費につきましては、約744億2千万円必要となるということでございます。

先ほど、工期のところでもご説明いたしましたけれども、B案につきましては、このダムの残事業のほか瀬田川のさらなる改修のための費用として約150億円程度が必要にな

るということでございます。さらには、流水の正常な機能の維持を確保するために、別途の費用が必要になるということでございます。

注意書きにつきましては、注1と注3につきましては、今の説明の中で申し上げてございますので、注2と注4についてご説明をさせていただきます。注2でございますけれども、ここは、今A案、B案ともに13年の工期で算定をしておりますけれども、工期の遅延があった場合には、当然継続調査にかかわる、水理水文調査であるとか、通信機器等の点検や修繕、あるいは借家料、土地の借り上げ料、あるいは事務費等の継続的な費用が別途必要になってくるというようなことでございます。大体年間で約3.2億円ぐらいかかるんではないかと見ております。それから、注4につきましては、四捨五入の関係で、合計額と一致しない場合があるというようなことを注意書きで記載しております。

以上が事業費の検討ということでございます。

次、5ページに移ります。堆砂計画の検討ということでご説明をさせていただきます。

まず、考え方でございます。A案の堆砂計画の考え方につきましては、近傍の類似ダム、この実績をもとに、比堆砂量を推計しております。その結果から計画堆砂量を検討しております。B案につきましては、A案において検討した計画堆砂量をもとに、一次元の河床変動計算を行いまして、計画堆砂量を検討したというようなことでございます。

検討結果でございますけれども、まずA案の検討結果でございます。この比堆砂量の推計方法といたしましては、3つの方法で検討しております。その結果を真ん中の表のところに示しております。まず1つ目は、実績の比堆砂量から推計する方法でございまして、1年間に1km²あたり約623m³の比堆砂量が見込まれています。2つ目といたしましては、確率で推計する方法ということで、これは1年間当たり723m³/km²ということでございます。3つ目の方法といたしましては、回帰分析によって推計する方法ということで、その結果といたしまして、1年間1km²当たり572m³という結果になってございます。この結果から、A案の計画堆砂量につきましては、この②の比堆砂量の最大である723m³/km²/年を採用いたしまして、100年間分の計画堆砂量を推定しております。その結果が700万m³ということでございます。計算につきましては、その下に記載しております。

近傍の類似ダムでございますけれども、右のほうに図示してございまして、石田川ダム、広野ダム、横山ダム、笹生川ダムの4つのダムから推定をしております。

次に、B案の計画堆砂量の検討結果でございますけれども、B案につきましては、流水型ダムということございまして、ダムの貯水地内も河道と見なして計算を行っております。

検討の結果、計画堆砂量は約70万m³ということになってございます。

以上が堆砂計画の検討でございます。

最後になりますけども、6ページ、計画の前提となっているデータ等の点検についてということでございます。ここを読ませていただきます。

点検の実施。ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要項細目「第4再評価の視点」(1)で規定されている「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」に基づき雨量データ及び流量データの点検を実施した。ということで、今回の検証に係る検討は、この点検したデータを用いて実施しているということでございます。

それから、点検結果の公表でございますけども、公表につきましては、雨量データ、流量データ、これらそれぞれ別途インターネット等によって公表する予定であります。

私のほうからの説明は以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

以上、丹生ダム建設事業等の点検ということで説明がありましたけども、これにつきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○滋賀県 土木交通部長代理

すいません、滋賀県でございます。最初に、検討の結果の、この前の2回目のやつと3回目のやつ、2回目の復習をしていただいたんですけども、確かに姉川、高時川の河川整備計画がないので、当然河川管理者と検討して流量を定めたということで、2回目につきましては、滋賀県は検討主体と技術的な協議の上で目標流量を定めた、その検討したこの流量をダム検証に対する検討の目標としたと、こういうふうに理解になってるんですけども、今回のやつを見てみると、主語がないんですね。今回の1ページ目では、河川管理者が検討主体と技術的な協議の上設定した河川整備計画流量に基づき、A案、B案、これ、検討したと。A案は云々、B案は云々ということで、前は、検討主体がこれを検討したときちっと書いてあるんですけども、ここで、これを読む限り、河川管理者が検討主体と技術的な協議の上設定した河川整備計画相当の目標に基づき、ダム案については云々と書いてあるんで、誰がしたかというのは明確でないんで、何か1回目と2回目の書きぶりが違うんじゃないかなと思ったんですけど、それは何かあるんですか。

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

いや、特に書きぶりは変えたつもりなかったんです。資料-3の書きぶりのところは、

ここですよ、この画面のところですよ。

○滋賀県 土木交通部長代理

それは2回目の話ですよ。

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

そうそう。

○滋賀県 土木交通部長代理

検討主体はこの流量をダム検証にかかる検討の目標としたと。きちっと書いていただいているんですけども、3回目はこの主語がないんです。

○近畿地方整備局 河川部河川調査官

すいません、特段何か変わったこと等ありませんので。ちょっと今回の資料をつくるに当たって、少しそごが出ただけの話だと思いますので。文言についてはもう一回確認させていただいて、修正なりさせていただきたいと思います。

○近畿地方整備局 河川部長

そのほかいかがでしょうか。

○兵庫県 県土整備部長代理

兵庫県ですけども、資料の3ページで、B案のダム案の工程が書かれているんですけども、この上の説明書きのところ、瀬田川の改修、高時川の正常流量の機能の確保には別途対策が必要となると。これ、工程的にはこの、先ほど説明がありました7年プラス6年の13年の中で、この瀬田川の改修なり高時川の正常流量の話もやるという考え方なのか、この13年の外にまだ来るというお考えなのか、ちょっとそこを教えていただきたいんですけど。

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

この期間内に大体入るということを確認しているということです。

○兵庫県 県土整備部長代理

13年の中に入るという考え方。

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

はい。

○近畿地方整備局 河川部長

よろしいですか。そのほか。

○滋賀県 土木交通部長代理

今の兵庫県さんのご質問のもう一度確認なのですが、ダム本体で7年かかると、それ以外にアセスでダム等の各種に6年かかって13年ですよ。それまでに、瀬田川の改修と高時川の正常な維持のための付加もその中でできるという意味ですね。それでよろしいですね。

○近畿地方整備局 河川部河川調査官

代替案の検討なので、精緻な検討はまだできていないような状況であるのですが、今考えているのは、この中で何とか考えていきたいというふうに考えておるといことをございます。

○近畿地方整備局 河川部長

そのほかいかがですか。よろしいですか。

それでは、次ですね、資料-3 概略評価による治水対策案の抽出について事務局より説明をお願いします。

○概略評価による対策案の抽出について

- ・概略評価による治水対策案の抽出について

○近畿地方整備局 河川部河川環境課長

河川環境課長の〇〇と申します。資料は3をご覧ください。

まずは1ページでございます。このページは治水対策案の抽出の考え方を記載してございます。ポイントだけ申し上げますと、この箱の中に書いてある部分でございます。多くの治水対策案を立案して、概略評価を行って、1)に定める手法で治水対策案を除いたり、2)に定める手法で抽出、いわゆる代表化することによって、2から5案程度に抽出をするという、絞り込みをしていくということでございます。その場合の評価と申しますか、絞り込みに際しては、1)のその行の後ろのほうからでございますけれども、1つ以上の評価軸に関して、明らかに不相当と考えられる結果となる場合、当該治水対策案を除くこととすると。具体的には、イ)、ロ)、ハ)と3つ書いてございまして、制度上、技術上の観点から、極めて実現性が低いと考えられる、または、ロ)として、治水上の効果が極めて小さい、さらには、ハ)として、コストが極めて高いと、以上3つのような場合は除外をしますか、外していくと。できるだけ幅広にやっていくということは変わらないのですが、かなりここら辺が広い場合は、外していくという、そういう考え方でございます。

具体的に、2ページを見ていただきますと、前回の幹事会で提示をした案を網羅的に記

載させていただいておりますと、このような形になります。黄色のほうで、下のほうに、河道・流域管理の観点から推進を図る方策ということで、共通する部分についても、あわせて記載をさせていただいていたということでございます。

3ページを見ていただきまして、大きく3つに分類をさせていただきます。Iとして、河道改修を中心とした対策案ということで、この赤い箱の中に記載をしておりますI-1からI-6まで6つの案を挙げさせていただいております。※印1番が、I-5のところに記載してございますけども、河道改修を中心とした対策案のうち、社会的影響、具体的に申し上げますと、堰や橋梁の改築が小さい対策案は、治水対策案I-5と考えられるということでございます。

さらに、IIの大規模治水施設による対策案ということで、これも下の赤の四角の中に書いてございます遊水地、放水路、放水路は一応、田川を利用する場合と余呉川を利用する場合ということで2種類挙げさせていただいております。これと、Iでご説明をしましたI-5、社会的な影響の少ないこの案を組み合わせる案としております。これがII-1からII-3まででございます。

さらには、4ページを見ていただきまして、今度は大きなIII、流域を中心とした対策案ということで、輪中堤だとか宅地のかさ上げ、さらには水田などの保全との組み合わせをさせていただいております。これを治水対策案のIII-1、III-2ということで、提示をさせていただいているということでございます。

以上まとめますと、5ページのような大きく3種類、全部合わせますと、少し多いのですが11の案になっているということでございます。

6ページ以降が具体的に、前回提示をした中身よりも少し詳しくデータをそろえまして、ご説明をさせていただいております。6ページが丹生ダム案でありまして、特にこの箱の中に記載をしておりますデータを少し詳しく記載させていただいております。ダムの場合は、A案、B案でございます。その下に四角で書いて河道改修と書いてございますが、これはダム案でやって、ダムを施工した後、さらにまだ河道改修が必要な部分ですね、築堤姉川、高時川の下流、高時川の上流と。さらには移転家屋が10戸という、これだけの事業が必要になるということでございます。それを具体的に示しておりますのが7ページあります。

それから、7ページの下四角の中に書いておるのですけれども、滋賀県の河川整備方針において、将来（長期）計画の安全水準としましては100分の1としておりますので、

丹生ダムについては、将来計画対応の施設計画としているということでございます。

8ページが河道掘削。これは全川河道掘削ということになりますので、右の箱の中に書いてございますように、さまざまな付帯工事ですね、橋梁架け替えだとか、床止めの改築、堰の改築等々が出てくるということになります。9ページ、それを図面で表示をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

10ページ、I-2案、これは、全区間引堤をやる場合であります。これも同じように、右のほうに事業の詳細をお示しをさせていただきます。かなり家屋移転が多くなると、31戸という結果になってございます。11ページ、これ図面ですね、平面的な、具体的には引堤箇所の横断図等お示しをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

12ページがI-3案ということで、河道掘削、姉川、高時川の下流が河道掘削、上流が引堤ということで、上下流の境目は、13ページをご覧くださいと、ちょうど13.5km付近を、ちょうどこの辺あたりで河道の状況が変わりますので、上流と下流に分けているというご説明でございます。これが河道掘削プラス引堤ですね。

14ページがI-4案、引堤プラス上流は河道掘削という案でございます。下流側の引堤をやっている関係で、若干家屋の移転が多くなっています。

16ページ、I-5案、河道掘削プラス堤防かさ上げということで、17ページの平面図を一緒に見ていただきますと、必要な対策箇所を記載してございます。

続きまして、I-6案、下流引堤プラス上流は堤防のかさ上げという案でございます。同じような形でまとめさせていただきます。よろしくお願いいたします。

申し遅れましたけども、18ページの右の四角の中の下の方ですけども、河川整備計画相当の目標に対する治水対策案という表記をしているその下の表示ですけども、これは、冒頭申し上げましたダムで施工して、残りの分最低必要な部分の河道改修ということで、書き分けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次、20ページをご覧ください。IIのグループで、II-1で、遊水地プラス河道掘削プラス堤防かさ上げという案であります。遊水地の位置は、20ページに記載をさせていただきますように、高時川の左岸側、高時川の遊水地と書いてある部分であります。ピーク流量のカット量は野寺橋で200m³/s、福橋で170 m³/sを対応してございます。21ページは同じように平面図、少し詳細な図を載せております。

22ページ、II-2案、放水路プラス河道掘削プラス堤防かさ上げという案でございます。この22ページを見ていただきますと、平面図、放水路の位置を書いてございます。高時川

放水路（田川利用）ということで、300 m³/sを田川を利用して流すという、そういう案で
ございます。23ページの平面図とセットでご覧ください。残りの足りない部分を河道掘削
や堤防のかさ上げで補うという案であります。

続きまして、24ページ、Ⅱ－3案、これも同じように放水路ですけれども、放水路の場
所が異なっておりまして、少し上流の高時川放水路ということで、余呉川を利用するとい
うことになってございます。25ページのほうがより具体的な平面図になっておりまして、
上流側のほうは新川にならざるを得ませんが、下流は余呉川を使って今の現況の余呉川で
は少し足りないということで、一定拡幅をして流すと、そういう案になってございます。

26ページのⅢ－1案ということで、河道掘削プラス輪中堤・宅地かさ上げの案でござい
ます。これは、27ページの図をご覧くださいますと、イメージ図が書いてございまして、
上流の場所によって使い分けがあるのですけれども、輪中堤にしたり、宅地をそのままかさ
上げをしてということになります。当然、川の中で水を流すという案ではございませぬ。
そういう性格の違いというのがあります。具体的には今後の評価の中でどうだというよう
な、そういうことも出てくるという前提でございませぬ。

28ページのⅢ－2案ということで、河道掘削プラス輪中堤、先ほどの案にさらに水田な
どの保全と、機能向上というものを入れさせていただいております。じゃ、水田でどれぐ
らいカットできるのというところは、28ページの図の中に四角囲いで記載をしておいまし
て、ピーク流量カットということで、野寺橋20 m³/s、福橋約10m³/sということで、水田
はその右のほうに水田等の保全ということで、約900haを活用させていただくという前提
で計算をさせていただいております。29ページが平面図でございませぬ。水田の保全のイメ
ージ図を入れてございませぬ。少しあぜのところにかさ上げをしまして水をためると、そう
いう構造を考えてございませぬ。

以上、ちょっと長くなりましたが、今までご説明した案を全部並べてみますと、30ペー
ジ、31ページのようになります。30ページをご覧くださいますと、今回極端に現実的に難
しいというものがございませぬでしたので、コストで抽出をさせていただいております。
Ⅰ－1からⅠ－6並べておりまして、Ⅰ－5、Ⅰ－6が少し安価であると、100億円とい
うことで、残るということにしております。今回、概略評価、抽出の段階でございませぬ
ので、100億円単位での整理をさせていただいております。

31ページ、大規模治水施設による対策案ということで3つありまして、このうちⅡ－2
案が総体的に安価であるということで、Ⅱ－2案を残してございませぬ。

32ページでございます。流域を中心とした対策案ということで、この両案ともお金の大きな差がない、約100億ということでございますので、判定としましては、両方丸をさせていただきます。

以上のご説明をまとめましたものが33ページになっております。図の中でダム案以外の代替案につきましては、赤い枠で囲んでおります5案を抽出させていただいたと、こういう案でございます。

以上です。

○近畿地方整備局 河川部長

ただいま、概略評価による治水対策案の抽出ということで説明がありました。きょうのこの案では、最後の33ページで5つ、これを抽出して、今後評価軸ごとに詳細な評価といえますか、検討を行っていく、その対象となる対策案の抽出の案ということでございます。以上の説明につきまして、ご質問あるいはご意見等ありましたら、お願いいたします。

○大阪府 都市整備部長代理

大阪府でございます。ちょっと確認したいのですが、先ほどの資料-2のところ、4ページに丹生ダムの総事業費、残事業費という形で、A案で1,150億、B案でも700億という残事業費が出ていると。これ、もちろん当初の考えでいくと、異常洪水対策容量、異常洪水対策と治水と両方、両面でこのダムをつくる場合の事業費ですけども、今回、ほかの代替案で出ている概算事業費が100億というオーダーで聞こえていますので、ちょっとかなり私ども大阪府としてももう少し差がないのかなと思っておったのが、えらくダム以外の案が事業費が少ない。これであれば、ダムをつくるほうの費用がかかっているのじゃないかなというふうに、滋賀県さんが従来からどういうふうにお考えだったかなというものもあるんですけど、そういうふうに数字は見えるんですけども、この点ちょっとどうでしょうかなと思うんですけど。

○近畿地方整備局 河川部河川環境課長

ダム案と、検証の過程をまずご説明させていただきますと、今現時点では、概略評価の段階ということでございます。今後詳細にやっていくという前提がありますので、今の時点で治水について具体的にどうこうというところはまだ今後ということなのですけれども。まず、ダムの場合は、先ほど申し上げましたように、そもそも長期的な計画を前提に、具体的に言いますと100分の1という前提で、事業費の積み上げを行っております。ダム検証は、御存じのように、整備計画流量、要するに計画のランクとしては少し長期計画に比

べると落としたレベルまでやるにはどうなのだというお金を出しておりますので、このような結果になっているのかなというふうに、ちょっとそれ以上詳しくは申し上げにくいのですけれども、ということでございます。

○近畿地方整備局 河川部河川調査官

少しだけ補足を。今の説明のとおりなのですけれども、あくまでも前提は今概略評価を行っているということを前提に考えていただきたいというのが大事なところだと思っております。

それと、あともう一つ、今後の検討におきましては、コストと実現性、この辺から検討を進めていくという観点から、今の数字だけを見ていくとそのような形で見えるかもしれませんが、今後、そこの部分をしっかり詰めていくという話になってくるということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

○近畿地方整備局 河川部長

そのほかいかがでしょうか。

○長浜市 北部振興局長

ちょっとお聞きしたいのですが、100億単位にまとめていただいて、概略コストということで、その意味はよく理解いたします。

ただ、冒頭、条件を言われましたけど、今回コスト面での抽出ということなのですが、当然実現性というのは省いているというお話でしたけども、今後評価軸ができた場合、見る限り、（きょうの段階はコストなので、次回以降になると思うのですが。）かなり実現性が抽出案の中にも厳しいものがあるのと違うかなというのが読めるんですが、そういった評価軸を加えた場合に、再度別の対策案が浮上するということの想定はあるんでしょうか。あくまでもこの絞り込みのコストの中で考えていくということなのか、ちょっとそこだけお聞きしたいと思います。

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

まず、評価する場合、安全度、それからコスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響ということで、7つの評価軸で評価していくわけです。それで、初めてその項目ごとに比べるということになります。「じゃ、ほかの案が出てくるか？」というようなことも先ほどありましたけども、もともとパブリックコメントを我々がするのは、我々河川管理者としては、「こういう代替案があるんじゃないか。」ということを示しているわけですが、「ほかにいい案がないか？」というようなことを1カ月間パブ

リックコメントをして、意見をいただく。ということで、これ以外の案が出てくる可能性も、もちろんあると思っています。

○近畿地方整備局 河川部長

そのほかいかがですか。

○滋賀県 土木交通部長代理

先ほど大阪府さんから少しご質問があって、滋賀県はという話があったんですけども、あくまでも、その資料－２の今1,150億並びに744億、これは姉川、高時川100年に1回の洪水に対してどう対応するかということで、A案であれば1,150億、B案であれば744億プラス瀬田川の改修150億。この4ページに書いてありますようにプラス正常流量の機能維持のための費用を足したときにこの1,150億、100分の1確率のときに対処すると。今、整備局さんご説明になっていますように、戦後最大でやればどうなるかということであれば、河道改修云々という話、だから、我々ベースが違ってると思ってるんです。これは、あくまでも、100分の1ダムありの資料で、これは戦後最大相当の流量をどうすればいいかという資料だと。ただ、ダム検証はあくまでも戦後最大という基準がありますので、それでまた整備局のほうは検証されておるというふうに、1,150億と100億を比較するというようなことは今思っていないですけど。

○近畿地方整備局 河川部長

ほかよろしいでしょうかね。

それでは次に進めてまいります。概略評価による利水対策の抽出ということで、2つありますが、資料－４の流水の正常な機能の維持の部分と資料－５の異常渇水時の対策ということで、この2つ続けて事務局のほうから説明をお願いします。

- ・概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出について
- ・概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出について

○近畿地方整備局 河川部河川環境課長

それでは、続きまして資料－４をご覧ください。流水の正常な機能の維持対策案の抽出についてでございます。

1ページを見ていただきますと、これは先ほどと同じような記載でございまして、箱のすぐ上の1行目に書いておるんですけども、「治水」を「流水の正常な機能の維持」に置きかえて掲載ということでございます。観点も基本的に同じですので、省略をさせていただきます。

2ページが具体的な中身でございまして、第2回幹事会において提示をさせていただいた案をダム以外の案が5つございまして、ここに列記のとおりでございまして。特に、組み合わせ等は無く、一つの案でできるという判断をしています。

3ページをご覧くださいますと、単独案ということで5つ、水系間導水が3つ、それから、地下水取水、海水淡水化ということで整理をさせていただいております。先ほどと同じように、4ページ以降は、少しデータを詳しく記載をさせていただいております。A案の場合はロックフィルダムということで、堤高とか集水面積、総貯水量を整理させていただいております。

5ページが水系間導水。これは九頭竜川案ということで導水路、あるいは取水施設、ポンプ施設をもって取水を行うという案でございまして。

6ページが、これも同じく水系間導水ですが、琵琶湖からの直送案ということで、導水のルートが変わってきます。同じように取水施設とポンプ施設等が必要になるということでございます。

7ページが水系間導水3つ目ではありますが、余呉湖を経由してということで、これもルートが異なるということで、若干導水路の距離等が変わってくるということで、同じように取水施設、ポンプ施設が必要になるということでございます。

8ページ、これは地下水取水ということで、地下水の観測点の位置等を参考に、もっとも代表的な口径のものを想定して必要な本数を算出させていただきまして、ここでは一応340本必要という整理をさせていただいております。それを導水路をもってポンプを使って必要な箇所に、この場合は、流水の正常な機能の維持ということになりますので、ダムの直下に持っていくという、そういう整理でもっての事業を整理させていただいております。

9ページが海水淡水化ということで、敦賀湾から一番近いということで、水を引っ張ってきて淡水化して使うと、そういう案でございまして。

各々の案を一応グループごとに整理をして、極力そのグループから一つ残すということで、少しコスト的には若干高めになってございまして、グループIの3、水系間導水、この中では一番安いやつですね、さらには地下水が900億ということで残ると。この2つを抽出させていただいたということでございます。

11ページに、結果を示しております。

引き続きまして、異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出についてもご説明させてい

たきます。資料－5をご覧ください。

これも同じように、1ページのところは同じようなことでございますので割愛をさせていただきます。2ページに第2回幹事会において提示をさせていただきました案を全て掲載させていただいております。この場合は、A案、B案両方出てくる、いわゆる琵琶湖にためる案とダムにためる案ということで両方出てきてございます。

これからがまずは組み合わせということなのですけれども、3ページ、2. 1単独で効果を発揮できる対策案ということで、6案を提示させていただいております。この中で、※印でもって注意書きをしている部分がございます。※印の1番ですけれども、河道外貯留施設における上野遊水地については、浸水被害軽減のため下流への影響を及ぼさないよう遊水地による治水対策を受け入れた上野地区へのさらなる負担となるため、土地利用者の理解や地域との合意形成を図ることは困難であるということで、除外をさせていただいております。このような議論は、川上ダムの検証の中でございました。ですので、同じような扱いをさせていただいているということでございます。それから、※印の2番の地下水取水でありますけれども、地下ダムということで、考えておったわけですが、帯水層が平面的に広がっておりまして、三方を囲む大規模な地下ダムというような整備が必要になってくるということで、非常に実現性に乏しいという整理をさせていただきます。井戸からの取水を対象とさせていただいております。

それから、2. 2の複数の方策で効果を発揮できる対策案ということで、ここでは、他用途ダム容量の買い上げプラス、さまざまな河道外貯留施設だとかダム再開発だとか等々6案をつけさせていただいておったわけですが、下の※印の3番のところ書いております他用途ダム容量の買い上げの喜撰山ダムですけれども、第2回幹事会以降に発電事業者への意思確認、意見照会を行ってございまして、その結果、買い上げ可能な発電容量がないというご回答をいただいておりますので、ここでの対策案の7から12については棄却をするということでございます。

以上、その結果を4ページにお示しさせていただいております。先ほど言いました7から12は棄却ということでございます。

ここからが抽出ということで、5ページ以降に詳細を記載させていただいております。5ページ、同様でございます。6ページは、B案ですね。これも先ほどご説明ありましたので割愛させていただきます。

7ページが河道外貯留施設ということで、上野地区は除外をしたという前提で、琵琶

湖周辺の内湖だとか、そういう適当な場所を探して掘削、整備をするという案でございます。ボリューム4,050万 m^3 、用地取得や導水路の整備を積み上げています。

8ページが対策案の2ということで、ダム再開発であります。この平面図にありますように、対象ダム、日吉、野洲川、高山、比奈知と書いてございます。もっとほかにもダムはございますけれども、効率のよいダムを順番に並べていって、右の上の書いてございますように、野洲川、高山、比奈知、日吉ということで、各々これだけかさ上げすればこれだけのボリュームが生み出せるということで4,050万 m^3 の内訳とさせていただいております。

続きまして、9ページ、対策案の3です。水系間導水ということで、これは、この絵にありますように、宮川第二発電所放水口から水を引っ張るという案でございます。導水路、さらには取水施設、ポンプ施設、用地取得を含むということで示させていただいております。

10ページ、地下水取水ということで、これも平均的な井戸の径を算出させていただきまして、必要な本数を240本として、あとは用地取得も含んだポンプ施設の費用を積み上げさせていただいております。

11ページが補給対策案の5、ため池ということで、これも非常にたくさんのため池がございますし、規模もさまざまでございます。滋賀県内、京都、大阪、このようなため池規模の調査をさせていただきまして、もっとも平均的な大きさのため池を使うとどれぐらい必要になるのかというようなことで、事業費の積み上げをさせていただいております。

12ページが海水淡水化。これは、全国そんなに多くはないのですが事例がございますので、その事例に基づいて、海水淡水化施設の事業費を算出させていただいております。場所は、この絵にありますように、淀川大堰の下流、ここからは海になりますので、そこから水を持ってくるという案でございます。

以上、案のご説明でございまして、抽出は13ページにありますように、主にコストによって抽出をさせていただいております。極力残すということで、Ⅰグループ、Ⅱグループ、Ⅲグループ、Ⅳグループと全部で4つございますので、各々一つずつ残したということでございます。

14ページにそのまとめをさせていただいております。

以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○長浜市 都市建設部長

長浜市でございます。今それぞれ代替案の説明をしていただいて、それぞれ全体を通してということでございますけども、幾つかほとんど実現不可能という代替案は外していただいて、今2つから5つに絞っていただいたわけでございますけども、地元で生活している者から考えますと、いずれの案も大変実現が難しいのではないかなというような感想を今のところは持っております。そうした中で、私どもとしては、まだA案のダム案が一番実現性が高いんじゃないかなというふうに考えておるわけでございます。

そもそもこのダムは治水、流水の正常な機能維持、地元にとっては、この2つなんでもございますけども、あと利水ですね。こういったことの課題解決のために、このダムをつくろうということで今検討していただいているということでございますので、次回以降詳細な評価軸に伴う検討をされるということだと思っておりますけども、そのときに検討される代替案につきましては、ダムにかわって、確実に実現できるようなものをさらに絞り込むという形でなければならないというふうに考えております。

そうした意味で、今後の評価につきましては、この要領細目の中に安全度、コスト、それから持続性、柔軟性等あるわけでございますけども、その中の実現性という評価軸につきましては、この代替案の実施主体、どこが実施するのか、それからその財源の調達をどうするのか、それから、その効果実現までどのぐらいの期間がかかるのか、そういった評価軸と申しますか、そういったことも考慮に入れていただいて、総合的な評価をしていただき、確実に代替案として成立するというようなものを選んでいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

ご意見ありがとうございます。今後の詳細な検討に当たっては、ただいまのご意見を踏まえつつ検討していくことになろうかと思えます。

そのほかいかがでしょうか。

○長浜市 北部振興局長

同じく長浜市の地元の北部振興局です。今ほど、市の都市建設部長も申し上げましたとおりなのでございますが、地元の立場で、前回第2回でもお話をこの場でさせていただいておりますけども、やはり今後評価軸の検討に入っていくわけですが、このダム関連の工事が事実上10年余り凍結状態になっているということで、前回も申しましたように、既に

買収済みのダム建設予定地の山林が相当荒廃をしておりますし、貯水地内の道路、県道であったり市道、林道、そういった道路も非常に危険な状態になってございます。また、この用地買収をいただいたさらに奥の土地、地元の皆さんがお持ちの土地（山）もございませぬけども、そういったところの手入れということになりますと、やはりそういった道を通り過ぎてはならないというようなところもございまして、なかなか地元の住民さんがこの山に入っていこうとしても、この買収された土地の中の荒廃によって、大変支障が出ているという状況もございまして。今回検討いただいて、3回目の幹事会まで来ましたが、この検証中も時間が刻々と経ってまいりますので、十分国のほうで責任を持っていただいて、通常管理いただいている部分もありますけども、十分な維持管理をお願いをしたいというように思っております。これはお願いでございます。

それと、もう一つ厳しい言い方をしますと、ダム建設事業、これは当初国が進めてきたというような事業でございますので、いかなる結果であっても、最後まで国のほうがしっかりと責任を持って事業を完了してもらいたいという思いでおります。

また、本来ですと、この平成22年度あたりが当初の事業の完了予定でございましたけれども、現在検証中ということで、いまだ方向性が見えてまいりません。この間、幾度となく国の方針変更によりまして、これまで長きにわたりまして、ダム問題に翻弄されてきた地元住民のお気持ちを十分に理解していただいて、一日も早くこの検証作業を進めてもらいたいというように思っております。きょうは地元の対策委員会等の方々も傍聴に来ていただいております。私、同じ長浜市の幹事でございますけども、地元の事情を常々お聞きしておりますので、この場をお借りしまして、ちょっと発言をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

どうもありがとうございました。地元自治体の立場としてのご発言ということで受けとめさせていただきます。いずれにしましても、検証のほうをしっかりと進めてまいりたいと思っております。

それでは、そのほかございますでしょうか。

○滋賀県 土木交通部長代理

滋賀県でございます。今、水源地の長浜市さんから非常に重いご発言があったので、ちょっとあれなんですけども。今ちょっと私資料をずっと拝見させていただいて、資料－3と資料－4の表紙にクレジットというか、滋賀県が表記していただいているのは、これは

何か。ほかのは当然事業主体さんである近畿地方整備局さんと水機構さんのほうなんですけど、特に資料－３と４、あくまでも河川管理者としてということで、最初のほうにはきちっと定義をさせていただいているんだけど、資料－３と４のクレジットに滋賀県が入っているというので、これ多分パブコメの資料になると思うんですけど、何か。

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

河川管理者である滋賀県さんと一緒に検討して調整した中の資料ということですので、この滋賀県さんの名前も一緒に入れさせていただいたということです。

○滋賀県 土木交通部長代理

別にあれなんですけど、逃げるわけではないですけど、あくまで点検作業については河川管理者である滋賀県が協力させていただいて、きちっとさせていただくというスタンスは変わらないんですけど、この資料－３と４だけ特段書いてあるというので、何か。

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

今までと大体流れは一緒でございます。第２回目幹事会でも書いています。

○滋賀県 土木交通部長代理

だから、いわゆる治水対策案の抽出とか、そこら辺について、パブコメで表に、今までではそれで結構なのです。あくまでも滋賀県とさせていただいたから何も嫌々というわけではないのだけでも、あくまでも代替案についての考え方とか、そういうのを今後パブコメで公開されるときに、言い方悪いですけど、その検証主体と同等のレベルで名前を挙げるのは、県としては全然逃げる必要ないんですけども、この資料－３と４だけ入れて、あと、じゃ、例えば渴対の考え方については下流府県と関係はなかったかという、そうでもないやろうし、それぞれで関わり合いがあるんで、何かちょっと奇異な感じを受けたんですけど。

○近畿地方整備局 河川部河川環境課長

資料－３と４は河川管理者さんが滋賀県さんだということで記載をさせていただいているという意味でございまして、資料－５は、異常渴対ということなので、基本的には、河川の中で見ますと、直轄エリア、当然沿川の府県さんというのはそこは変わらないですけども、直接管理をしている河川管理者は誰なんだという位置づけのもとで整理をさせていただいていると、そういうことでございます。

○滋賀県 土木交通部長代理

すいません、しつこいようなんですけど、ここだけに、じゃ、全てに書かれるなら全てに、

関係のある府県なら関係ある府県を全て書くというならわかるけど、資料－３と４だけに書かれるというのは何でかなというのがまだ僕には、一番最初にあくまでも考え方のところで資料－１できちっと滋賀県と今回の検討主体との関係というのは、きちっと書いてるわけですので。で、その複数ある資料の中のここだけに書くというのは、何かいま私としては釈然としない。

○近畿地方整備局 河川部河川調査官

何か平行線になって大変恐縮なのですけれども。繰り返しになってしまいますのですけれども、あくまでもその河川管理者、姉川、高時川の河川管理者という観点で、治水とそれから流水の正常な機能の維持、これにつきましては、３者のクレジットという形で、前回の委員会につきましても同じような形で整理させていただいている状況でございます。ほかに載ってないからというところについては、今の説明になってくるのかなと思っておりますし、今の説明で、何か今までの滋賀県さんとの関係というのは何かしら変わるかといったら、一切変わりませんので、そこはご理解いただきたいというふうに思っています。

○近畿地方整備局 河川部長

よろしいでしょうかね。

○大阪府 都市整備部長代理

大阪府です。前回、第２回の幹事会の際に出た資料で、水需要の予測ということで、そのときに私ども申し上げましたし、実際異常渇水対策の目標である流量について、今水需要が非常に落ちてきて、そのデータもいろいろお示しいただいて、それが今回以後、もう一度このダム検証の中でその議論が深まっていくのかなというふうに思っておるわけですが、これ、今の資料－５で異常渇水時の緊急水の補給対策案ということで、パブコメされることになれば、まさに今の現在の異常渇水の目標、この目標自体について議論をしたいというのは、大阪府だけじゃなしに、兵庫県さんも皆さんもどうかなというふうに前回の幹事会で思っておりましたから、このままそれが抜きにして、この異常渇水に関しての代替案をされるということになれば、ある意味、前回の幹事会の際に一定課題を申し上げて、それを検討されるという中で今回迎えて、また部会等でも事務的な場で議論はさせてもらってると思うんですが、この資料－５がこのように今回ダム検証の中の【シ】とか【ス】に当たるんでしょうけども、まずもってこの異常渇水に対しての量の問題、水需要からどうとらえていくべきかという議論を抜きにして、このダム検証のパブコメで補給対策が出るというのは、ちょっとその辺は前回の幹事会の流れから、いかがなものかな

というふうに思うのですけども。皆さん、どうですか。

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

すいません、ダム検証の流れの資料－1という部分で、今回は、概略評価による対策案の抽出ということになっていますので、この流れでそういう話をさせていただきました。

先ほど大阪府さんからご指摘のありました必要性の話ですね、その部分につきましては、次回以降の対策案の評価軸ごとの評価というところで該当して議論することになりますので、その辺ちょっとご理解いただきたいのですけど。今回はあくまでも、その対策案に対する意見を聞くということをございます。

○大阪府 都市整備部長代理

もちろんこの幹事会もオープンな場ですけども、公開もやっていますけど、これからパブリックコメントをこれを出されるということになれば、まず今の段階で、丹生ダムの検証の中で、異常湧水対策容量をこのように設けた上で、この対策について議論しているということをしつかりと検討の場の流れとしてはお示しするということになるので、今おっしゃったように、後で検討するというのは、それじゃどこにどういうふうに、パブリックコメントでもそうですし、一般の地域の住民の皆さんに、そのことをどう伝えることができるのかというのは非常に疑問点なのですけど。

○近畿地方整備局 河川部河川環境課長

すいません、事務局です。ちょっと繰り返さばくなってしまって恐縮なのですけども、ダム検証はそもそも整備計画を前提としてやるということになっております。丹生ダムの湧対容量については、大阪府さん、兵庫県さんおっしゃるように、一定課題のあるようなご意見もあって、そこのところはちょっとぐらぐらしているのじゃないかというのは、ご指摘だと思っているんですけども、整備計画を前提として、あるいは整備計画がない場合は、それに変わるものを前提として進めるということになってございますので、今のような手続を進めさせていただいているということでご理解願いたいということが1つです。さらには、いろんなご意見が、今回は抽出案に対していただくということになりますけれども、今後の手続の中でもいろんなご意見いただく場がございますのでということで、前に進めさせていただきたいというふうに考えております。

○兵庫県 県土整備部長代理

兵庫県ですけども。関連づけるような話なのですけど、この検討の場を設けられて既に2年たっていますし、その間もいろいろな場面で意見を述べさせていただいておりますの

で、今回その代替案の絞り込みが2ないし5案できたわけですから、その評価に向けてのいわゆるネタがそろった状態ですので、先ほどからも話が出てはいますが、今後具体的な手順とか、スケジュールをしっかりと示していただいて、我々費用負担する県としても速やかに検証作業を進めていただきたいというふうに思っていますので、それはよくお願いしたいと思います。

○京都府 建設交通部長

京都府でございます。京都府につきましても、この前の第2回の際にいろいろと第2位の渇水の場合はどうなるのか、いろんな資料が出ております。それで、その辺の必要性については、いまだどういうふうな形で考えておられるのかとか、必要性についていろいろご検討されて、きちっとその大阪府さんと同じように教えていただかないと、我々もいろいろとどうなるのだろうと、容量とかそういうところがございますので、そういうところについては、きちっと検討した上でご説明を実施していただきたいというふうには考えてございます。

○大阪府 都市整備部長代理

大阪府としても今兵庫県さんがおっしゃったように、早く検証を進めていただきたい、本当にその思いがあります。ただ、今も事務局おっしゃっていましたが、後でそういうことがありますよといっても、今パブリックコメントしたときに、何らこの資料を見たらそういうことは見えないですね。前回から議論しているようなこの水需要に関して、この異常渇水対策容量が必要なかどうか、我々としては、非常に一定の渇水調整とか節水対策をすれば、十分それで足りるのじゃないかという認識を持っておりますけども。そういう意味で、その辺のところはわからない段階でこの補給対策案の抽出について、この案でということをするのは、今の置かれている水需要のことについて、あわせて何か一緒にお示しするとか、この丹生ダムについてそういう議論がされているというのが見える形にする方法というのはないのですかね。何かその後でそういうことをやりますといっても、まずこれでパブリックコメントを出されるということは非常に奇異な感じがするのですけど。

○近畿地方整備局 河川部河川調査官

パブリックコメントにつきましては、第1回の資料から、全て資料をつけた形で進めていくというのが1点と、それから後は、ここでの議論、議事録、これもつけながらパブリックコメントを行っていくという形になってきます。ただ、資料は、ほかのダム検証でも

そうなのですが、非常に膨大になっておりまして、第2回での議論は我々としても毎回そうなんですけれども、意見は重く受けとめているような状況で、今後、総合評価に向けて検討していくと、それを踏まえて検討していくという形になるんですけれども、その部分の表示の仕方については、今言った、今のところ議事録と、あとは前回資料という形で、この会議でどういう議論がなされたのかというのは開示しながらパブリックコメントを行っていきたいというふうに思っているところです。

○大阪府 都市整備部長代理

今のところですね、しっかりと見える形でよろしく願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部河川調査官

はい。

○近畿地方整備局 河川部長

ただいまのご意見踏まえて、今後の手続を進めていくように努めていきたいと思えます。そのほかいかがでしょうか。

○大阪府 都市整備部長代理

大阪府としては、異常湧水容量自身も議論しておりますので、それを踏まえてこういうことを言うのはどうかなと思うんですけど、今の資料-5の中にある地下水利用というのは、一番代替案の中では安価になってるんですけども、これって、今大阪域で200本の井戸ということですけど、これ、現状の地下水の取水実績を上回るような規模ということで、すごいくみ上げということで、大阪はいろいろ地盤沈下等で非常に苦しんだ時期がございまして、その規制とかそういうのもある中で、どこで取られるかどうかというのは、あるかわかりませんが、地下水取水というのは、こういう代替案として社会的影響とか議論すると、どうかなというご意見は申し上げておきます。

○近畿地方整備局 河川部長

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。そうしましたら、今日いろいろご意見いただきましたので、今後の手続を進めるに当たりましては、今日のご意見を踏まえて、しっかり検討を進めるようにしていきたいと思えます。

それでは、次回の予定ということで事務局のほうから説明をお願いいたします。

○丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集

○関係河川使用者等への意見聴取

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

今後のことということで、資料－6の説明をさせていただきたいと思います。

今回、第3回目を開かせていただきまして、治水、流水の正常な機能の維持、異常渇水対策の緊急水の補給について概略評価による対策案の抽出を提示させていただきました。つきましては、今後の検討の参考とするため、以下の募集要項のとおり広く皆様からご意見を募集しますということで、意見募集要領が書かれています。

1番、意見募集対象ですけれども、これまでに提示した目的別の対策案以外の具体的対策案の提案ということで、「ほかに案がありますか?」ということ。それから、あと、目的別に対策案にかかる概略評価及び抽出に対する意見ということで、必要性の話があると思いますし、ダムそのものの賛成、反対など、そういったことも含めて広く意見をいただきたいということでございます。

それから、次の2番、資料の閲覧及び意見募集につきましては、3月27日から4月26日の1カ月間ということしておりますけれども、先ほどご指摘の滋賀県さん、大阪府さんからの関係で、資料を修正するところはしておきたいので、若干、日はずれるかもしれませんが、1カ月間を募集期間とするということによりしくお願いします。

それから、意見の提出方法なんですけど、郵送、FAX、電子メール、いずれかの方法で、それから、提出先につきましては、4番、国土交通省近畿地方整備局河川部河川計画課のほうにいただきたいということでございます。

それから、3ページの6番、閲覧または資料の入手なんですけれども、一つの方法といたしましては、インターネットによる閲覧、または資料の入手ということ。それからもう一つは、閲覧場所での資料の閲覧及び様式の入手でございます。

次のページに、意見募集の様式がございます。あとは、閲覧場所につきましては、水資源機構さんの場合ですと、支社、丹生、琵琶湖総合の事務所。私どもといたしましては、琵琶湖河川事務所、野洲川出張所。本局の情報公開室。長浜市さんにおかれましては、本庁、北部振興局、支所等で。滋賀県さんにおかれましては、本庁、土木事務所。京都府さん、大阪府さん、兵庫県さんにおかれましては、本庁のほうで資料の閲覧ができるという形でしたいと思いますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上が、資料－6の説明でございます。

続きまして、資料－7の説明をさせていただきます。

今回のダム検証では、利水者の意見を聞くということになっております。丹生ダムの

場合は、既に利水参画者がおられないので、その対策案についての関係で河川関係の使用者とか関係自治体の方にご意見をいただくということでございます。

資料の2ページを見ていただきたいんですけども、何について聞くかということは、1番、流水の正常な機能の維持対策案、対策案3、水系間導水（余呉湖経由）、それから対策案4、地下水取水ということ。それから、2番として、異常渇水時の緊急水の補給対策案につきましては、対策案1、河道外貯留施設（内湖）、対策案2、ダム再開発、対策案3、水系間導水、対策案4、地下水取水という形でこれらの案についてご意見をいただくと。

回答期限につきましては、おおむね大体1カ月程度を想定しております。

次のページに丹生ダム建設事業のご意見の様式が書かれているということと、あと、4ページなんですけども、どこにお聞きするかということで、対策案に関する主な河川使用者ということで、近畿農政局、三重県企業庁から関西電力までのところでご意見をお聞きすると。それから、対策案に関係する自治体ということで、滋賀県さん、京都府さん、大阪府さん、名張市さんから山添村までお聞きすると。かなり広範囲な地下水などにつきましては自治体ごとにとするのは困難なので、県、府のほうにお聞きするという形をさせていただきたいということでございます。

以上で資料ー6、7の説明を終わらせていただきます。

○近畿地方整備局 河川部長

今後の手続きということで、意見募集なり意見聴取について、そのやり方についての説明でございました。これにつきまして、ご質問なりご意見等ありましたら、お願いいたします。

○長浜市 北部振興局長

長浜市です。パブコメをまずやって、次の評価軸につなげたいというお話でございんですけども、先ほど来、出てます、やはり今回コストの部分ですし、今後評価軸が入ってまいりますと、またいろいろな見解も出てくると思います。

私思うには、このパブコメというのは、ここに書いていますように、主要な段階、それぞれの段階で意見を求めるということはやっていただくほうが丁寧なやり方じゃないかなというように思いますし、また、自治体等の関係機関の照会、それはわかりましたけども、やはりパブコメは広く一般のご意見でございまして、先ほど来、いろんな立場で府県さん、市からお話が出ていますけども、やはり丁寧な説明を地元、ぜひとも長浜市として

はしていただきたいし、地元の意見を聞く場、それはぜひとも持っていただきたいなど。パブコメはあくまでも一般のご意見募集でございますので、長浜市としては、今までいろんな段階でご説明等いただいておりますけども、ぜひとも長々の事業でございますので、信頼関係もございます、やはりそれぞれの段階で丁寧な説明と地元の意見というものも聞いていただきたいというのがお願いでございます。

○近畿地方整備局 河川部河川調査官

了解しました。ほかのダム検証でも同じような形で進めておるのですけれども、特に関係自治体さん等々につきましては、この構成メンバー以外の山添村さんであるとか、いろいろと入ってきておりますので、それのところはしっかりと、ほかのダム検証の中でも説明させていただいて、どういう観点でもって意見出していただくのかというようなところまで説明させていただきながら進めておりますので、同じような形で丁寧に。パブリックコメントにつきましても、先ほど大阪府さんからも話ありましたけど、できるだけ丁寧にやっていくというふうに努めていきたいと思っています。

○大阪府 都市整備部長代理

今の関連なのでございますけども、資料－6の意見募集要領に参考資料という形でこれを置きますよというふうなのがあるのですけども、今、事務局からありましたように、この幹事会での議論をしっかりとわかるようにするという意味では、そういうものをここに参考資料として加わるというふうに考えてよろしいですか。

○近畿地方整備局 河川部河川調査官

そのとおりです。

○大阪府 都市整備部長代理

それと、前回の第2回の幹事会で、参考資料－2で、社会情勢の変化を踏まえた渇水対策効果についてという検討の場に出されている資料ですね、これぜひ、それがこの議論の一つのデータでありますので、それを参考資料にぜひ加えていただきたいというのを申し上げます。ぜひお願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部河川調査官

はい。現在でも案の中に、ペーパー上少し入っていると思うのですけど、チェックはできてなくて。事務局的には、もちろん前回第2回の参考資料もパブコメのときにしっかりと出すという形でもって考えておりますので、よろしく申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部長

そのほかいかがですか。

あと、きょうの全体通して、もし何か言い足りないことがございましたら。

よろしいですか。それでは、今後の予定について事務局から今わかる範囲で説明をお願いします。

3. その他

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

本日の結果を受けて、資料を修正しましてから、丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集を行います。これがおおむね1カ月程度要するということを想定しております。その後、評価軸ごとの評価、それから、目的別の総合評価と進みますので、今後の日程につきましては、また改めてご連絡させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○大阪府 都市整備部長代理

ぜひ平成25年度にはこの検討の結果を出していただきたい。直轄区間というのは、この異常渇水容量の議論で重要であると思っていますので、早くその必要性について議論が終了して、結果を早く示していただきたい。いつまで異常渇水対策に関して、直轄負担をしていくのかというのが、府の中でも非常に議論になってございますので、ぜひ至急よろしくをお願いします。

4. 閉会

○近畿地方整備局 河川部長

そのほか、よろしいですか。

それでは、以上をもちまして第3回の検討の場幹事会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

〔午前11時42分 閉会〕